

札幌市立桑園小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策委員会

令和8年4月1日

1 いじめ防止の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。国では、いじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という。）第11条第1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめ防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

本校では、この理念に基づき、児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりに全教職員が連携と協働の意識をもって取り組んでいく。

2 いじめの定義及び基本的理解

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないうちで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童に対して教育的指導が適切に行われるべきである。

加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らな

い。発達の段階や状況によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられる。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、本校のいじめ対策組織である「いじめ防止対策委員会」(※詳細4「いじめ対策組織」参照)で情報共有し、組織として対応することが必要である。

本いじめ防止基本方針は、いじめ防止法、令和元年6月改定の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全ての児童がいじめに向かわずに、安心して日々の生活を送ることができるよう、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながら、いじめの防止や早期発見、早期対応にあたっていくために策定するものである。

3いじめ防止等のための本校の取組

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標	中心となる教員
未然防止	○学校安全計画	○学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にす る指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を 進める。	校長・教頭 主幹教諭
	○学級経営	○様々な行事や体験活動を通して「絆づくり・仲間 づくり」を意識した指導を行い、児童一人一人が 認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員と して自己有用感をもてるような学級づくりを行 う。 ○児童一人一人が、「自分の居場所」を感じられるよ うな学級経営に努め、児童との信頼関係を深め る。 ○きまりの意義を理解し、守っていこうとする「規 範意識」の醸成に努める。	学級担任 学年主任会 行事・生徒指導・ 部
	○豊かな心の育成	○「異学年交流」「委員会活動」「クラブ活動」など、 児童会の主体的な活動や異学年交流を通して、児 童一人一人が支え合い、認め合える人間関係と学 校風土を創り上げる。 ○あいさつを啓発していくことで、コミュニケーション 能力の育成につなげ、心のふれあいを大切に しようとする態度を育む。(ミシアールDAY)	児童活動部 生徒指導部
	○授業改善	○「分かる・できる・楽しい授業」の推進、「学習規律」 についての発達の段階に応じた指導を行うこと で、児童に基礎・基本の定着を図る。 ○一人一人が「生きる授業」を日々行うことに努め、 学習に対する達成感・成就感を育てる。	研究部 学びの支援コー ディネーター

未然防止	○道徳教育の充実	○「分かる・できる・楽しい授業」の推進、「学習規律」についての発達の段階に応じた指導を行うことで、児童に基礎・基本の定着を図る。 ○一人一人が「活きる授業」を日々行うことに努め、学習に対する達成感・成就感を育てる。	研究部 学びの支援コーディネーター
	○教育相談体制	○誰かに相談することの大切さを伝えながら、いつでも誰にでも相談できる体制の充実に努める。 ○いじめの問題の解決には、学校・家庭、地域との連携を深めることが大切であることを学校便りや懇談会等で伝え、理解と協力をお願いします。 ○スクールカウンセラーにいつでも気軽に相談することができるよう、相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーの役割や活用について、児童や保護者に周知する。 ○家庭への福祉的な支援が必要な場合には、スクールソーシャルワーカーと連携を図る。	学級担任 主幹教諭 保健主事 学びの支援コーディネーター 教務部 生徒指導部 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 教頭
	○ネットいじめの未然防止	○外部の専門家を招きインターネット利用のマナーやモラルについて学習する「携帯・SNS安全教室」を実施する。さらに、保護者にも参加を呼びかけ、フィルタリングの設定や、家庭でのルール作りについても啓発を行う。	主幹教諭 教務主任 いじめ防止対策委員会 ICT推進部
早期発見	○児童との関わり	○「いじめはどの子にも起こり得る」という認識に立ち、積極的に認知する。 ○児童一人一人の心の変化に気付く、ふれあいの場面を数多くもつように努める。 ○児童が心を開き、すぐに相談しやすい環境づくりに努める。 ○教職員で情報を共有したり収集したりして、児童の変化を見取る。	全教職員
	○アンケートの実施	○市教委のアンケートの他に、6月・2月には、「いじめ」「悩み」の早期発見をねらった学校独自の「生活・学習アンケート」を行い、迅速な対応に役立てる。	教務主任 生徒指導部 いじめ防止対策委員会
	○保護者との関わり	○児童や保護者からの話に、受容性をもって聞く姿勢をもつ。保護者が児童の発するサインに気付いたら、すぐに学校に相談するなど、協力への理解を求める。	学級担任 学びの支援コーディネーター スクールカウンセラー

早期対応	○正確な事実確認	○当事者双方や見ていた児童などから聞き取りを行い、事実関係を早期かつ正確に把握するように努める。 ○些細なことでも過小評価せずに、関係教職員と情報を共有し、正確に事実を把握するよう努める。	学級担任 いじめ防止対策委員会
	○迅速な組織対応	○担任などが抱え込むことなく、学校として、「いじめ防止対策委員会」を中心とした組織的な体制で情報を共有し、迅速かつ的確な対応を行う。 ○事実関係に基づく、いじめられた児童への支援、いじめた児童に対する指導の体制・対応方針の決定と、関係する保護者との連携等の対応を組織的に実施する。 ○関係機関（市教委等）との連携を図る。	いじめ防止対策委員会
	○いじめられた児童への対応	○安全を確保し、心配や不安を取り除くよう関わる。 ○スクールカウンセラーと連携し、心のケアにあたる。 ○保護者との連絡を密にとり、把握した事実関係を途中段階でも迅速に伝えるなど、速やかな対応を行う。 ○児童本人及び保護者の了解のもと、学級・学年指導を行い、よりよい集団づくりの推進を図る。	学級担任 いじめ防止対策委員会 スクールカウンセラー
	○いじめた児童への対応	○いじめられた児童の苦しみや痛みを理解する指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」という意識をもつことができるよう関わる。 ○いじめを受けた児童に本心から謝罪できるよう関わることで、人間関係の修復に努める。 ○いじめた児童の保護者には事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。 ○本人のいじめの背景にある要因を理解し、保護者との連携のもと、継続的に全職員で支援していく。 ○いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなど、保護者全体への対応を行う。	学級担任 いじめ防止対策委員会

再発防止	○対応の振り返り	○心の教育の充実に向けて、改善点をいかした学級経営に努める。 ○いじめの対応事例を通して、児童理解の研修会を行う。	いじめ防止対策委員会 学年主任会 学びの支援委員会
	○評価	○学校評価において、いじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関等との連携協力の状況などの評価項目や評価指標等を設定する。	校長・教頭 学校関係者評価委員会

4いじめ防止対策委員会

- 組織の責任者は学校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下、行う。
- 構成員については、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他関係の教職員を必須とし、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーや弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などとする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例会議にて再度確認する。
- 校長が不在時、教頭、主幹教諭等が中心となって対応し、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画」に位置付け、定例会議を月に1回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数、及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

5見逃しを防ぐ取組

- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、学級担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

7 いじめの防止等の対処マニュアル

札幌市いじめの防止等のための基本的な方針を参考として、いじめの疑いを把握した場合の対処マニュアルを策定し、学校としての対処手順を明確にする。

8 学校の取組の評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。

9 個別の対応状況に関する記録及び引継

- いじめに関する個別の対応状況に関する記録については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

10 緊急時の対応

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
- 教育委員会は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

11 悩みやいじめについての状況調査の年間の流れ

令和8年度

		調査と主な内容	取り組みの具体	対応
4月	16日	いじめ防止対策委員会①	組織の発足、校内で仕組みの共有	わくわく教室の利用開始
5月	14日	いじめ防止対策委員会②	各学級や家庭等での状況の確認と共有	
6月	8日 ～ 13日	児童アンケート① 「生活・学習アンケート」	<ul style="list-style-type: none"> ・個々に校内でアンケートを実施 ・必要児童には面談を実施 ・心配なことやいじめがあると回答した保護者とは情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安やいじめがある児童数と対応について、報告と記録 ・校内いじめ対策委員会にて情報共有
	18日	いじめ防止対策委員会③	各学級や家庭等での状況の確認と共有	
7月	16日	いじめ防止対策委員会④	各学級や家庭等での状況の確認と共有	・夏休み前の様子を共有し、必要に応じ保護者との連携を図る
8月	27日	いじめ防止対策委員会⑤	長期休暇後の様子の確認	・夏休み前に気になった子、夏休み後に様子の変わった子の確認と共有
9月	17日	いじめ防止対策委員会⑥	各学級や家庭等での状況の確認と共有	
	24日 25日 28日 30日 1日	児童アンケート② ※教育相談に合わせ、 直接聞き取りによる調査	・三者面談に合わせ、 保護者と同席した場で直接話を聞く	・校内いじめ対策委員会にて情報共有
10月	15日	いじめ防止対策委員会⑦	各学級や家庭等での状況の確認と共有	
11月	13～ 15日	児童アンケート③ 「悩みやいじめに関するアンケート」	<ul style="list-style-type: none"> ・全市統一様式のアンケートの実施 ・全児童と面談を実施 ・内容次第で保護者と情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安やいじめがある児童数と対応について、報告と記録 ・校内いじめ対策委員会にて情報共有
	19日	いじめ防止対策委員会⑧	各学級や家庭等での状況の確認と共有	

12月	3日	いじめ防止対策委員会⑨	各学級や家庭等での状況の確認と共有	・冬休み前の様子を共有し、必要に応じ保護者との連携を図る
1月	21日	いじめ防止対策委員会⑩	長期休暇後の様子の確認	・冬休み前に気になった子、冬休み後に様子の変わった子の確認と共有
2月	1日 ～ 日	児童アンケート④ 「生活・学習アンケート」	<ul style="list-style-type: none"> ・個々に校内でアンケートを実施 ・必要児童には面談を実施 ・心配なことやいじめがあると回答した保護者との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安やいじめがある児童数と対応について、報告と記録 ・校内いじめ対策委員会にて情報共有
	18日	いじめ防止対策委員会⑪	各学級や家庭等での状況の確認と共有	
3月	18日	いじめ防止対策委員会⑫	各学級や家庭等での状況の確認と共有	・学級編成の際の、引継ぎ内容の確認